

## AGC グリーンテック争議の裁判で判決

# 社宅制度を一般職女性に認めないのは 均等法の間接差別で違法

5月13日、東京地裁で、AGC グリーンテック争議の判決がありました。

結果は、一般職男性との賃金格差についての男女差別は認めませんでした。社宅制度について、均等法の間接差別と認め、損害賠償と慰謝料を命じる判決

を出しました。当日は、裁判所にNHKの取材が入り、夕方のNHKニュースで判決内容が放送されました。注目されている中での判決となりました。



判決報告集会 多くの支援者が集まった

### AGC グリーンテック社に対し、判決を受け止め、男女差別の是正を求める

判決後、日比谷図書館会議室で報告集会が行われました。弁護団、原告が判決を精査している間、当該組合のユニオンちよだから、経過報告。CU 東京、東京地評女性センター、千代田区春闘共闘、新婦人ちよだ、WWN（ワーキングウイメンズネットワーク）、CU 文京などの支援者らが、支援の思いを語りました。WWNの支援者からは、「私たちは、複数で争議をたたかいました。しかし、原告は、一人でたたかっている。一人争議は、精神的にも大変。何としても支えなければならぬという思いで支援してきた」と語りました。

弁護団と原告が到着。平井弁護士から、今回の判決の趣旨を以下、述べてもらいました。

### 日本で初めて均等法の間接差別認める

今回の判決では、社宅制度について、男女差別が認められた。(拍手) その点では画期的な判決であった。残念ながら一般職男性との賃金格差についての男女差別は認められなかった。日本で初めて間接差別として違法だと裁判所が認めたことは、高く評価される。

判決の中身を詳しく見ると、本判決は、本社宅制度について、「雇用分野における男女の均等な待遇を確保するという均等法の趣旨に照らし、同法7条の施行後、住宅の貸与であって、労働者の住居の移転を伴う

配置転換に応じることができることを要件とするものについても、間接差別に該当する場合には、民法90条違反や不法行為の成否の問題が生じると解すべきであり、被告の社宅制度に係る措置についても同様の検討が必要である。」と判示している。

均等法の間接差別の規定では、住宅の貸与について、直接定めてないが、裁判所として均等法に直接違反していなくとも違法と判断することがあるということである。この点では画期的だと思う。

## 原告女性の不利益は最大で24倍も

「すなわち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率、当該措置の具体的な内容、業務遂行上の必要性、雇用管理上の必要性その他一切の事情を考慮し、男性従業員と比較して女性従業員に相当程度の不利益を与えるものであるか否か、そのような措置をとることにつき合理的な理由が認められるか否かの観点から、被告の社宅制度に係る措置が間接差別に該当するか否かを均等法の趣旨に照らして検討し、間接差別に該当する場合には、社宅管理規程の民法90条違反の有無や被告の措置に関する不法行為の成否等を検討すべきである」と判示し、一般論として、社宅制度が差別に該当する場合には違法になるとの考え方を示した。これまでの男女差別裁判では、差別として認識または意図してなかったということで、差別が認められなかったが、今回は、男性と女性の比率を考慮して女性の不利益（最大24倍の差）を考慮して違法だと認めた。

## 社宅制度の見直しを放置したのは過失、不法行為で違法、損害賠償の対象

「少なくとも平成23年7月以降、社宅制度という福利厚生措置の適用を受ける男性及び女性の比率という観点からは、男性の割合が圧倒的に高く、女性の割合が極めて低いこと、措置の具体的な内容として、社宅制度を利用し得る従業員と利用し得ない従業員との間で、享受する経済的恩恵の格差はかなり大きいことが認められる。他方で、転職の事実やその現実的可能性の有無を問わず、社宅制度の適用を認めている運用等に照らすと、営業職の採用競争における優位性の確保という観点から、社宅制度の利用を総合職に限定する必要性や合理性を根拠づけることは困難である。そうすると、平成23年7月以降、被告が社宅管理規程に基づき、社宅制度の利用を、住居の移転を伴う配置転換に応じることができる従業員、すなわち総合職に限って認め、一般職に対して認めていないことにより、事実上男性従業員のみにも適用される福利厚生措置としての社宅制度の運用を続け、女性従業員に相当程度の不利益を与えていることについて、合理的理由は認められない。従って、被告が上記のような社宅制度の運用を続けていることは、雇用分野における男女の均等な待遇を確保するという均等法の趣旨に照らし、間接差別に該当するというべきである」と判示した。

こうした男女差別、違法な状態が生じているから、会社は、総合職の社宅制度をなくすわけにいかないから、一般職にも広げるべきだったが、放置してきた、それが過失であり、不法行為であり、損害賠償の対象になると判断したことである。

## 損害賠償と慰謝料が認められる

原告が受けてきた住居手当と社宅制度の適用を受けたときの差額が賠償として認められた。また慰謝料として50万円が認められた。人権侵害として認められたといえる。

最後に、日本のジェンダーギャップ指数が146か国中125位である中で、男女間での法の下での平等を実現し、男女格差の是正を図ることは急務であると述べました。

原告、弁護団、支援する労働組合は、AGC グリーンテック社に対し、本判決を真摯に受け止め、男女差別の是正を自ら図ることを求めました。

弁護団の一人である今野弁護士は、「間接差別を初めて違法と認めた判決は重要。パートや総合職など女性の比率が多い、少ないことが結果的に賃金格差などにつながっていることを女性差別だとして是正していくことができるのではないか」と判決の意義を述べました。

## 記者会見に新聞、テレビ各社が参加 注目度は最高

午後3時半からは、厚労省記者クラブで記者会見が行われました。会見には、各新聞部社、NHKなどのテレビ局も参加しており、裁判の判決への関心の高さが示されていました。

会見では、判決の概要を弁護士が説明しました。その後、原告の思いが語られました。以下、その内容です。

### ずっと悔しい思いをしてきたが今日の判決はうれしい

社宅制度について、一般職に認めないのは間接差別で、違法であるとの判決が下り、323万円の損害賠償と50万円の慰謝料が認められた。この判決に感謝したい。今日まで一人で会社とたたかいながら、ずっと悔しい思いをしてたくさん泣いてきた。今日の判



記者会見に臨む弁護団と原告(右端)

決でやっとゆっくり眠りにつけるという気持ちである。ご支援の方々に感謝したい。私は短大の経営情報学科に学び、約7年働き、2008年にAGCグリーンテックに事務職で入った。その際、派遣元の担当者から二点確認された。一つは、地方に帰る予定があるのか、二つ目は、結婚する予定があるかというものであった。どちらも予定はなかったため、予定はないと答えたが、質問に違和感があった。結婚する予定があると書いていたら、採用されなかったと思う。入社してからは、営業は全員男性で総合職、女性は一般職の区分になっていることを知った。総合職と一般職が規程されたのは、2015年4月になってからである。会社は、営業だから総合職とされているが、事務職の男性も総合職にいる。また、総合職は規程上、転勤に応じなければならないことになっているが、転勤しない人たちもいた。2008年から2020年では、3分の1しか転勤していない事実がある。会社の社宅制度は、総合職は定年まで認められる。一般職の女性には、社宅制度がない。私は、地方出身なので、社宅に入れるか否かは、生活上とても切実だった。総合職の場合、社宅制度を受けると2割の自己負担で済む。その他、敷金、礼金、仲介手数料、更新料、火災保険料及び引越し代(2018年まで)なども会社負担。一般職はすべて自己負担である。

会社は、女性は一般職だから社宅制度は認めないという。これは、福利厚生で女性を差別するものであると思い、会社に訴えてきたが、認められなかったため、裁判に訴えた。

一般職男性との賃金差別が認められなかったのは残念に思う。25名前後の小さな会社なのに、なぜ、一般職と総合職に分けなければならないのか。一般職もスキルを伸ばし、キャリアアップできるはずと私も含

めて考えている。女性に機会を与えていないので、改善してもらいたい。一人ひとりの能力を伸ばしていく会社が増えてほしい。女性をもっと意見が言えて、能力を発揮できるよう、女性差別のない働きやすい職場にしてほしい。以上。

#### ★均等法の間接差別について

性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものとして省令で定めている措置（※以下の①～③）を、合理的な理由なく、講じることをいいます。①労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とするもの ②労働者の募集もしくは採用、昇進または職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とするもの ③労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とするもの。

(千代田区労協事務局長 小林秀治)

※皆さんからの投稿、感想・ご意見などお待ちしております。

\*千代田区労協通信バックナンバー/[http://www.chyda-kr.org/kuroukyou\\_news2023.htm](http://www.chyda-kr.org/kuroukyou_news2023.htm)

## 根深い裏金事件・金権腐敗政治に怒り

# 政治を変える！学習決起集会

★時:6月4日(火)18時半～

★場所:エデュカス東京地下会議室(二番町12-1 ☎5210-3511)

講演:「労働組合の要求と金権腐敗政治」

講師:五十嵐 仁(法政大学名誉教授)

労働組合の要求を実現するには、政治に反映させることが重要です。しかしながら、今は、金権腐敗政治がはびこり、大企業・富裕層優遇、軍事優先、アメリカいいなりの政治で、庶民の生活は無視され、暮らしが悪化しています。暮らしを改善するには、政治を変える行動が求められます。暮らしに関わる国政や都政の問題点について、学習し考える機会です。皆さんのご参加をお待ちしています。

ZOOM 配信あり [chiyodakurokyo@gmail.com](mailto:chiyodakurokyo@gmail.com) に連絡を

主催:千代田区春闘共闘委員会

各単組からの参加をお願いします。